

第1回所有者不明等の森林に関する対策検討会議 摘録

- ◆ 日時：平成29年9月11日（月） 10:00～12:00
- ◆ 場所：ルビノ京都堀川 嵯峨の間
- ◆ 出席者：以下参照

区 分	名 前（敬称略）	所 属
委 員	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事会長
	牛尾 洋也	龍谷大学法学部 教授
	奥井 謙治	王子木材緑化株式会社大阪支店林業担当部長
	西尾 光人	京都土地家屋調査士会 土地家屋調査士
	長谷川 尚史	京都大学フィールド科学研究センター 准教授
	松下 幸司	京都大学農学研究科 准教授
	李 光雄	京都司法書士会 司法書士
オブザー バー	宮部 大輝	林野庁林政部企画課課長補佐（総括）
	木村 均	京都府農林水産部林務課 課長
事務局	納谷担当部長	京都市農林振興室
	川田課長	京都市農林振興室林業振興課
	中筋課長補佐	京都市農林振興室林業振興課
	埜村担当	京都市農林振興室林業振興課
	石浦担当課長	京都市農林振興室京北農林業振興センター
	中西担当	京都市農林振興室京北農林業振興センター

- ◆ 当日資料：以下参照

資料 No.	資料名
	配布資料一覧
資料 1	次第
資料 2	配席図
資料 3	委員名簿
資料 4	開催要綱
資料 5	検討会議の進め方について
資料 6	提言書（概要版）
参 考	提言書
資料 7	所有者不明等の森林に関する対策（たたき台）
資料 8	森林所有者経営意向調査について
資料 9	森林所有者経営意向調査の結果について（速報）（非公表）

(委員からの意見等)**● 所有者不明森林の定義について**

- ・ 所有者不明森林の定義を明確にするべきである。資料では、森林簿、登記簿、地縁者への聞き取りとされているが、地縁者への聞き取りをどこまで実施するかなど（文書の送付のみなのか、訪問するかなど）。
- ・ 所有者不明森林の定義については、固定資産税の課税台帳も活用すべきである。税金を納めている者がいる以上、無断で森林整備は出来ない。
- ・ 所有者は時間と費用をかければ、特定することが出来る。しかし、国土保全上、スピード感をもって、森林整備する必要がある。所有者不明森林の特定に時間がかからないような定義にし、所有者不明森林に係る申出の機会を増やすという解決策もある。

● 公共性・公益性について

- ・ 間伐は森林の保育・保全を目的としており、主伐は経済行為であり、森林の処分に当たる。単に、伐期齢を迎えているからとの理由により、所有者不明森林の処分は出来ない。
- ・ 主伐を行うと一定期間だけではあるものの、森林の持つ公益的機能は下がる。
- ・ 大分県や島根県などでは、県が主伐に対して支援を実施している。税金を主伐の支援に当てているため、主伐と公益性に関して、参考となる資料が得られるのではないか。
- ・ 公共性・公益性については、明確な定義はない。今回の制度を活用して、主伐を行うことで恩恵を受けるのが、京都市なのか、地域なのか、周辺の森林所有者なのか、対象によって、議論の内容も変わる。
- ・ 今回のたたき台には、「主伐の許可」「手続きの簡素化」「境界の確定」が示されている。「手続きの簡素化」については、現行制度の手続きに関することであり、「主伐の許可」「境界の確定」については、新たな制度を創設することとなり、財産権等と公共性・公益性との関係の議論を行う必要があり、時間がかかる。
「手続きの簡素化」と「主伐の許可」「境界の確定」は議論を別に行う必要があるのではないか。

● 所有権・利用権について

- ・ ドイツでは、所有権と利用権を全く別に考えている。所有権はあくまでも森林所有者、利用権を全て第三者へ委託している。
- ・ 今回の制度では、所有権は対象とせず、利用権に的を絞って、議論をすべきである。

● 京都市の関わりについて

- ・ 新たな制度での京都市の関わり方について、どこまで関わることを出来るのかを明確に示すべき。

- ・ 所有者不明森林における管理を一定期間、京都市が行い、所有者が現れた際の保証等も京都市が行うなど、新たなスキームを考える必要がある。

- **今後の進め方について**
 - ・ 境界などは、仮決定にとどめ、利用権に係る制度として議論を進める。
 - ・ その後の所有権については、検討に時間を要するため、さらに議論を行う必要がある。
 - ・ 主伐と公共性・公益性の関係について、調査・検討を行う。
 - ・ 所有者不明森林の定義を明確にする。
 - ・ 新制度における京都市の関わり方について、整理を行う。